

中国（北京）・歯科技工事情視察記

〈百聞は一見に如かず〉

2009・6・10 違法入れ歯断固阻止・歯科医療を守る国民運動推進本部 代表 脇 本 征 男

はじめに

平成21年6月7日より10日までの4日間ではあったが、全国保険医団体連合会（保団連）の調査員と共に、北京数社のラボを視察調査した結果、現地においての調査内容を所感として記す。

厚生労働省が「歯科補綴物の多国間流通に関する調査研究」の報告書を公表したのが平成21年4月のことである。この調査の「考察」の要点は、

- ① 海外技工は減っている。
- ② 海外技工物に大きな問題はない。
- ③ 中国のラボは設備も良く整っており問題ない。
- ④ 海外技工はこれからの主流となり、国内の技工コストの引き下げに有効である。

① について

実際の現地における調査によると、厚生労働省のデータを見ると増加率が減少しているように見えるだけであり、調査内容の「保険は適用外」また「下請け」は回答がない。中国での日本向けの技工物はほとんどが従業員300名以上の大規模ラボの操業によるもので、正確な輸入実態が把握されていないのが現況である。

今回、日本と取引ある会社は一社だけ視察したが、我が国の大手の仲介歯科技工所と取引のあるラボの受注実態は、中国国内6：海外4の割合で、量的には海外のうちアメリカ・日本が30～35%、残りはそのほかの国という割合。そのうち日本は70%が義歯床、30%が金属床とセラミックス。アメリカは、金属床とセラミックスということだった。そのラボの規模は2カ所にわたり、全体で450名の従業員数を抱え、5～6年前より海外の受注が盛んに行われてきているが、日本のニーズがここ2～3年はうなぎ登りということである。今後、宣伝にはあまり力を入れなくても良いくらい、日本のニーズは高まってきていて、仕事の依頼者は、歯科医師の直接依頼はなく、主に歯科技工所である。

他のラボは、業績がここ数年で海外受注が20～50%の伸び率であるが、日本の受注は断っていると言う。理由は、日本は法律が厳しく違法精神を尊重し、相手国の法律を侵してまで違法行為の片棒を担ぐことは出来ない。加えてコストを下げられることで品質を落とすことは、会社の生産効率下降と信用失墜に繋がる。何より従業員の志気をそぐことになる。と明確に断言。

② について

中国で作製の歯科技工物に大きな問題がないかということ、甚だ疑問である。厚生労働省のデータにおいても、指示した材料との相違について「度々ある」が15.5%、設計デザインの不良「度々ある」が30.8%、装着後の破損・修理「度々ある」が34.6%、患者さんとのトラブル「度々ある」が15.4%、歯科技工所の記載（指示書）で「記載されていない」が65.3%となっており、いかに限定数の歯科医師のアンケート調査とは言え、国内の歯科技工所では考えられない数値であり、無法地帯の歯科医療に等しい。また、設計デザインは、元来、発注する歯科医師の仕事の範疇であるはずであるが、それ

に反し無資格者にそれを依存している実体が浮き彫りにされている。

今回の我が国と取引あるラボは、責任をもって「トラブル等も対応している」等と言ってはいたが、補てつ物の装着は歯科医師の最終責任である。厚生労働省調査結果の数値の大小にかかわらず患者さんが被害を被っていることは事実だ。一方、違法精神に則り日本の依頼を断っているラボは、ここ5年間こういったトラブルは「一度もない」と断言する。

中国では現在、歯科技工物を単なる商工業規格規制範囲の「物」の扱いから、国家衛生行政の規格規制に基づく「医療」の歯科の一環として「歯科医療物」を扱う方向への脱皮を希求していると言うラボオーナー（指導者）の話の聞くことができた。

氏は、過去に、有名な中国の先人で日本で医師・歯科医師の免許を取得すると共に医学博士号までとり帰国し、日本における教育で得た学識や経験を生かし、法律や制度、歯科におけるすべての技術等を傾倒崇拝され、後に北京大学病院の院長として名を馳せた方から「歯科技工」を学び、自らも医師・歯科医師でもあるという。氏は言う。現在日本には現業に携わる「歯科技工士」が3万5千名も居るそうだが、たとえ国が何かしらの思惑や事情があったとしても、現行の法律をねじ曲げてまで、歯科技工士の使命である「国民の安心・安全」のためという資格制度があり、国家免許が与えられている職分が侵されると言うときに、何故に皆さんは立ち上がって本旨を貫こうとしないのか。中国の歯科事情はある意味規模が大きくなり、盛んになってきたとは言っても歴史が浅い。医療として充実させるためには、日本がすべてであり、学ぶべき点ばかりである。その最たるものは、日本の歯科医療に関する法律であり制度であり、教育である。過去も歯科関係の多数の日本人が来られ、その都度このように同じ話をしている。帰られると一向にお返事どころか音沙汰がない。現在中国の国家機関には統一された教育機関がない。それぞれの任意の地域集合体やラボ独自で銘々に教育機構や独自の設置基準を作り、任意の資格程度しかないのが実体である。どなたか有能な歯科医療関係者はおりませんか。国家資格を得るための教育機関を制度化することにお骨折り頂ける識者はおりませんか。

このように、我が国の歯科医療、とりわけ「歯科技工士」に関連する法律、資格制度、生涯研修制度等、教育制度を基軸とした整備が課題になっている。羨望のまなざしで熱く語られ、今回の海外委託問題は「勿体ないことだ」との一言。教育に熱心なだけに、情熱をもって自らも学校を併設し経営している。前述の通り、中国では何かしらの専門教育を受けた一握りの者以外は、技工作業に従事していて専門教育を受けていないいわゆる無資格者が少なくても7～8万人いる。今回訪問した中堅あるいは大型ラボ以外、日本で言う「中小ラボ」は掌握出来ないほどあり、「医療機械生産企業許可証と医療機械商品登録証」は取得が難しく、国内全てのラボが取得しているとは限らないのが現状。

③について

確かに中国は広く、大きく、スケールがすべてにおいて膨大ではある。しかし、今回視察した数社の中で自社ビルでのラボは社だけで、他は廃屋となった巨大古ビルのエレベーターもない4階や6階のワンフロアをガラスやパネルで間仕切りして清潔感をかもし出し聡明感はある。しかし、ラボワークシステムそのものは「流れ作業」であり、ほとんどはコンベアの一部として一日の作業をしている。若者が多いことも内容に順応して理解できる。

厚生労働省の調査結果にあるように、視察して思うことは、一見、設備も良く整っており問題ないようには見える。しかし前述のように、それは外見上、単なる物作りの工場としては、これ以外はないだろうと思える機械、機材等、諸外国から輸入されたであろう新品の高価な最新機械、機材がこれ見よがしに据えられ稼働している。推測ではあるが、削り、磨き、その他、そのパーツを教えられるままにこなしている。彼ら彼女らを見てみると、歯科医療物としての考えは無いと思うし、やはり日本の教育システムの優秀さはすばらしいと感じるのである。

一人ラボの弊害であるとか、その生産効率が悪いとか、いろいろ指摘されるが、日本の歯科技工士は、一人一人が「歯科技工物」は、人体の生体機能として臓器ともなりえ、口腔内で機能する「歯科医療物」を製作するための教育を受け、国家資格という免許が与えられ、唯一、歯科医師の代理として、「歯科技工」を行いうる「業務独占」が付与されている。そして、我が国は国民皆保険制度を布いている世界に確たる医療先進国なのである。中国のように、現在の工業規格のみに合致した、医療そっこのけの外見のみが整えられている海外の物作り無資格ラボに、コスト面のみの効果を狙い仕事を発注する等、国賊に与えする。中国の現状のラボのオーナーが真摯に日本を羨望のまなざしで熱く語るゆえんである。医療従事者として43年間「歯科技工士」の生き様を思い、恥ずかしく、断腸の思いであった。

④について

厚生労働省の調査結果では、海外技工はこれからの主流となり、国内の技工コスト引き下げに有効としている。これはまさに、国・厚生労働省が歯科技工の海外委託に對しての本音の姿勢が鮮明に現れたものである。

医療労働国際流動化政策の一つとして、医療費のコストダウンが目的のものであるが、法律、制度の希薄な中で、150人規模のラボを営むオーナーが、奇しくも「そんな日本の需要には応えられない」と明言する根拠は痛いほど分かる。「医療は人が成し、仕事も人が成す」国・環境・制度は違っても、自らの職分を弁えた生き方は、最低限、人間として心得なければならないことではないだろうか。

今回の裁判を通して、国・厚生労働省は、我が国の歯科医療における国内歯科技工士の存在意義と役割を全く考慮されていない。すなわち、資格、環境、設備、補てつ物作成指針まで顕示し、がんじがらめに拘束し、その基準を徹底させようとしている反面、海外技工は「歯科医師の裁量で可」とする等、施策の矛盾が大きい。

また、歯科技工物の品質・安全性の観点でも、我が国は「医療」であり、海外、特に中国は「産業」に準じている。他国の指導者が羨望する法治国家とは何なのか。元来、国家資格を与える権限を有し、社会で医療従事者として歯科技工士を運用しながら、その管理監督者たる当事者としての責任がまるで欠如している。厚生労働省の調査結果によると、海外技工を産業政策の面から

のみとらえ、本来の「医療」としての観点が無い。先進国の事例を手放しで賞賛しているが、各国での技工士の離職や医療崩壊の実態、さらに今回ようやく調査で明らかになった品質・安全性の問題の考察はない。また、材料、機械メーカーの産業戦略により、海外技工が推進されている実態に触れながら、それによる問題点の考察はなされていない。保団連の見解を見ると、厚生労働省の調査ではなく、経済産業省の調査であると評価しているが、同感である。

おわりに

今回、中国（北京）の限られた一部分だけではあるが視察させて頂いて思うことは、アジアの隣国であり、過去の戦時下における筆舌に尽くせないご迷惑をかけた国としての自分なりの懺悔の気持ちとは別に、決して敵対心でこの問題に取り組んでいるのではないということである。ましてや、差別、蔑視ということでもない。むしろ、そのような感覚でこの問題をとらえる方がいたとしたら、まさに本末転倒である。まことに持って恥ずかしい事で、むしろそれらは糾弾されてしかるべきと考える。今回の歯科技工の海外委託問題は、中国がたまたま相手国として取引数が多かったと言うことに過ぎず、要は、我が国の法律の問題なのである。自国の「法律に違反しているのではないか」との訴えに対して、法の本旨、つまり国民患者のために絶対にあってはならないことを起こしてはならないために、国が制定し、国家資格である免許を与えている。自ら管理監督の責務があることをさておき、自国の法を度外視してまで、尺度の基点（自国は医療、相手は産業）の違う相手国を調査し、「安全だから問題ない」とすること自体、ピントがずれているとしか言いようがない。

国・厚生労働省は国内歯科技工士の現在の生活実態をお分かりでしょうか。本当に「爪に灯を灯す」という言葉がありますが、現在医療先進国と言われる我が国日本において、想像を絶する過酷な状態なのである。中国ラボに見る立地環境、労働環境、労働条件、人材要員の状況、仕事の需給状態、それに、何よりも全てのことにおいて元気とやる気には驚かされた。このように、現在の日本で今、失われつつあることが凝縮されており、自らの反省も踏まえ、羨望と加えて学ぶべき点は無限にあった。さりとしてラボオーナーは語る。「歯科の先進国である日本の法律、制度、教育、技術を学び、真の国民歯科医療を構築したい。」そして、今一番求めているのは日本の有能な指導者が欲しいということである。

今回、図らずもこの問題を「歯科医療業界の存亡危機」と定義づけ、もっとも積極的に解決策を模索し、押し進めて頂いている構成員10万人を要する保団連の先生方のご好意と、訴訟原告団の熱い思いに後押しされ中国視察に加えて頂いたが、生涯に、これ以上ない感激と歯科技工士としての使命の尊さを享受した。感謝の極みである。私は、我が国の医療従事者である歯科技工士としての誇りを持って、異国のそれも隣国の、これから我が国の「全てを学ばなければ」という気概に共鳴し、この一連の訴訟問題とは別の観点で、自国の歯科技工士制度の充実・維持・発展と合わせ、歯科医療の国際交流貢献に、可能な限り献身協力を惜しまず邁進したい。

私たち歯科技工士は、国・厚生労働省に対して生活を補償してほしいと申し上げているものではない。少なくとも、今まで地を這ってでも歯科医師の指示に従い、ただひたすら国民患者のために、の一念で業を成してきた者たちの心身の支えである「歯科技工士法」の歪曲解釈を回避し、率直に「真の国民のため」のものとしたいだけである。－完－